

上野事務所ニュース

令和5年5月号

千葉市中央区弁天2-14-3 TEL043-287-1497 FAX043-254-6641

E-mail uenojimusyosr2143.com

今後の新型コロナウイルス感染症対応について

新型コロナウイルス感染症は感染症法上の分類が「5類」へ引き下げられました。

これに伴い、感染者や濃厚接触者の外出自粛要請が無くなるなど、これまでとは異なる対応が必要となります。今回は、以下の事項について、今後どのような対応が求められるかを考えます。

(必ずしも以下のような対応をしなければならないということではありません。状況に応じて適切な対応を検討していく必要があります。)

●従業員が感染した場合、どうしたら良いか？

令和5年5月8日以降、新型コロナウイルス感染者に対する法律に基づく外出自粛要請が無くなり、都道府県知事による就業制限も行われないため、欠勤するか否かは個人の判断に委ねられます。ただし、「発症後5日間を経過し、かつ、症状軽快から24時間経過するまでの間は外出を控えること」が推奨されていますので、症状がある場合にはこの基準を目安に仕事を休むよう周知しておくが良いでしょう。この場合、私傷病による欠勤となるため賃金の支払いは不要ですが、本人から年次有給休暇取得の希望があれば、年次有給休暇として処理して構いません。(健康保険に加入している方は、欠勤によって賃金の支払いが無い期間について傷病手当金の申請が可能ですが、申

請期間の初日が令和5年5月8日以降の場合、医師による労務不能の証明が必要となっています。)

なお、「発症後10日間を経過するまではマスク着用や高齢者等ハイリスク者との接触を控えること」も併せて推奨されています。感染していた方が通常の勤務に復帰する際には、発症後10日間を経過するまでは不織布マスクの着用を呼びかけるなど、事業主として他の従業員など周囲への感染対策を考慮することも大切です。高齢者施設等では、発症後10日間経過するまでの期間、高齢者と直接的に接触する業務をなるべく控えることなどを検討します。

●従業員の同居家族が感染した場合、どうしたら良いか？

令和5年5月8日以降、保健所などから「濃厚接触者」として特定されることはなくなりました。外出自粛も求められませんので、従業員本人に症状が無いのであれば、基本的には出勤が可能と判断されます。ただし、同居家族の発症日を0日として、7日目までは従業員本人も発症する可能性がありますので、この期間については不織布マスクを着用して出勤するよう呼びかけ、高齢者など重症化リスクの高い方と接触する機会はなるべく減らすなどの対応を検討します。体調が優れない場合には、無理せず休むように促すことも大切です。

●従業員の同居家族（小学生）が感染した場合、どうしたら良いか？

小学校等においては現在、「発症した後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過するまで」が出席停止期間となっています。この出席停止期間中に従業員が仕事を休んで子供の面倒を見る必要がある場合、自己都合による欠勤扱いとなります。（本人から年次有給休暇取得の希望があれば、年次有給休暇として処理して構いません。）

これまでは「小学校休業等対応助成金」が存在し、感染した子供の面倒を見るために従業員が仕事を休み、年次有給休暇とは別の有給休暇を取得させた事業主は助成金の申請ができましたが、この助成金は令和5年3月31日をもって終了しました。4月以降は、「両立支援等助成金 育児休業等支援コース（新型コロナウイルス感染症対応特例）」となり、特別休暇制度（賃金全額支給）及び両立支援制度（テレワークやフレックスタイム制度など、小学校等が臨時休業した場合でも勤務が継続できる制度）を導入し、特別休暇の利用者が出た場合、1人当たり10万円（上限100万円）が支給される内容に変更となっています。

●マスクの着用や換気など、今後はどうすれば良いか？

マスク着用に関しては、令和5年3月13日以降、個人の判断が基本となっています。よって、マスク着用については従業員が個人で判断していくこととなりますが、本人の意思に反してマスクの着脱を強いることがないように留意する必要があります。（なお、事業主が感染対策上または事業上の理由等により、従業員に対してマスク着用を求めることは許容される、という見解が示されています。）

屋外においては、他者と身体的距離が確保できる場合などはマスクの着用は必

要なく、特に夏場は熱中症予防の観点からマスクを外すことが推奨されています。警備業や建設業など、屋外作業に従事する方には、無理にマスクを着用する必要が無いことを事前に周知しておくが良いでしょう。

手洗いや換気などは、これまでのような対応を求められることはありませんが、基本的感染対策として有効であることが示されています。事業主は従業員の生命、身体等の安全を確保できるよう配慮すべき義務（安全配慮義務）を負っています。感染リスクが高いとされている人が密集している場所や、換気の悪い屋内で作業をするような場合には、室内の換気を十分にすることで感染リスクを低減させ、安全配慮義務を果たすことに繋がると考えられます。

住民税の特別徴収通知について

住民税の特別徴収を行う事業所宛てに、令和5年度の徴収税額通知が送付されています。

6月は、年額を12等分した金額と過不足を調整して納付するため、7月以降とは金額が異なります。給与計算の際にはご留意ください。

健康保険の被扶養者に変更はありませんか？

健康保険の被扶養者となっている方で、4月から就職などにより、健康保険の被扶養者としての条件に該当しなくなった方はいませんか。被扶養者異動届の手続きと健康保険証の返却が必要となりますので、上野事務所までご連絡ください。

夏期の服装のときは、ネクタイ、上着を外させていただきます。天候によっては5月から行います。よろしくお願い致します。